

臨時福祉給付金（経済対策分）の支給について

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度から臨時福祉給付金を支給してきたところである。

このたび、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の給付金を一括して臨時福祉給付金（経済対策分）として支給する。

1 対象者

(1) 対象要件

- ・平成28年1月1日(基準日)に文京区の住民基本台帳に記録されている者
- ・平成28年度分の特別区民税（均等割）が課税されていない者（特別区民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）等
- ・生活保護等を受給していない者

(2) 想定対象者数

36,000人

2 支給額

1人につき15,000円

3 実施方法

(1) 申請・審査

支給対象となる可能性のある方に申請書等を送付し、提出された申請書を審査した後に支給を決定する。

(2) 支給方法

支給決定者の金融機関口座への振込みにより支給する。なお、金融機関口座を持たない方に対しては、例外的に現金支給も認める。

(3) 支給業務体制

支給業務全体を委託する。

(4) 業務委託内容

ア データ処理関連事務

システム改修、支給対象者の抽出、対象者への申請書の送付、申請内容の審査、振込データの作成 等

イ 相談窓口・コールセンターの運営

- ・相談窓口：申請書の受付、窓口での問い合わせに対応
- ・コールセンター：専用電話を設置し、電話による問い合わせ等に対応

4 区民周知

- (1) 区報への掲載
- (2) 区ホームページ等への掲載
- (3) 区設掲示板等へのポスター掲示
- (4) その他 対象者との関係の多い団体等に対する説明

5 今後のスケジュール（予定）

- 平成29年3月上旬 区報等による周知
- 3月下旬 対象者への申請書等の発送
- 申請受付開始
- 4月下旬 支給開始